

四運自旅第 45 号
平成14年 4 月23日
一部改正 四運自旅第6 1 7号
平成18年10月 4日
一部改正 四運自旅第1 2 3 4号
平成20年 1 月24日
一部改正 四運自旅第 8 5 号
令和 5 年 5 月10日
一部改正 四運自旅第6 4 7号
令和 5 年 8 月10日
一部改正 四運自旅第7 9 7号
令和 7 年 3 月27日

各運輸支局長 殿

自動車交通部長

一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の運賃等の表示について

旅客自動車運送事業運輸規則の改正により、平成14年4月23日付け四運自公第5号「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車（運送の引き受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）への運賃及び料金に関する表示事項について」を公示したところです。

この運賃及び料金に関する事項等の表示方法及びサービス改善対策として、下記のとおり「タクシー運賃等表示要領」を定めたので了知されるとともに、関係者に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通達の実施に伴い昭和57年6月7日付け高陸旅第421号「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の運賃等の表示について」は廃止する。

記

タクシー運賃等表示要領

1 初乗運賃額の表示について

事業用自動車には、当該自動車に適用する距離制運賃（時間距離併用運賃を含む。）の初乗運賃の額及び距離を表示するステッカー（第1号様式又は第2号様式）を次に

より車両外部から見やすいように表示すること。

- (1) 時間距離併用運賃を適用する車両にあつては第1号様式、時間距離併用運賃を適用しない車両にあつては第2号様式のステッカーを外側に向けて表示すること。
- (2) 表示位置は、車両の後部左側ドアの三角窓（三角窓のないものは、それに相当する位置）とする。
- (3) ステッカーの文字の色は、赤色等の明瞭な色とし、地色は白色とする。

2 運賃料金表の車内掲示について

事業用自動車の後部客室内面に第3号様式の例により運賃料金表（現に認可を受けているものに限る。）を内側に向けて、乗客に見やすいように掲示すること。

3 空車等表示装置の取付けについて

事業用自動車には、次によりタクシーメーターの操作と連動して空車又は割増を表示する表示装置（ウインドサイン）を取り付けること。

- (1) 表示事項は、「空車」及び「割増」とすること。
- (2) 表示板の様式は、第4号様式によること。
- (3) 表示装置の取付け位置は、運転者席左側の視野及び運転操作を妨げない位置であつて、かつ、車両前面外部から表示事項が明瞭に識別できるように表示すること。
なお、割増の表示は、車両内側からも明瞭に識別できるように表示すること。
- (4) 連動及び表示装置に故障が生じた場合は、回送板を掲出して適切な措置を講ずること。ただし、旅客を運送中の場合は、当該運送終了時において同様の取扱いをすること。

4 回送板の掲出等について

旅客自動車運送事業運輸規則第50条第6項及び第7項の回送板の掲出等については、次によること。

- (1) 回送板の様式は、一般回送板（第5号様式）又は予約回送板（第6号様式）によること。
- (2) 回送板の掲出は、車両前面外部から回送板が明瞭に識別できるように表示すること。
- (3) 回送の際は、「空車」の表示が車外から見えないようにすること。
- (4) 回送板を掲出したときは、業務記録（日報）の備考欄に回送の時間及び区間を記入すること。
- (5) 一般回送板は、業務終了時、食事、車両故障、タクシーメーター及び表示装置の故障等により帰庫するとき、その他正当な理由により空車回送する場合に限り掲出すること。
- (6) 予約回送板は、無線予約等により、空車回送する場合又は旅客の都合により車両を待機させる場合に限り掲出すること。なお、空車回送する場合にあつては、「迎

車」の表示をすることができるものとする。

この場合において回送板は、申込旅客が乗車するまで掲出しておくこと。

(7) 回送板を掲出して客選び等営業行為は、絶対にしないこと。

(8) 乗客が降車した直後、次の乗客があったとき又は繁華街等で乗客が降車した直後には、回送板を使用しないこと。

5 貸切表示について

時間制運賃による契約の場合の「貸切」の表示については、次によること。

(1) 貸切表示板の様式は、第7号様式によること。

(2) 貸切表示板の掲出は、車両前面外部から貸切表示板が明瞭に識別できるよう表示すること。この場合において、タクシーメーター器にはカバーを用いること。

6 観光表示について

観光ルート別運賃による契約の場合の「観光」の表示については、次によること。

(1) 観光表示板の様式は、第8号様式によること。

(2) 観光表示板の掲出は、車両前面外部から観光表示板が明瞭に識別できるよう表示すること。この場合において、タクシーメーター器にはカバーを用いること。

7 救援表示について

事業用自動車が救援事業の業務遂行のために走行する場合の「救援」の表示板については、次によること。

(1) 救援表示板の様式は、第9号様式によること。

(2) 救援表示板の掲出は、車両前面外部から救援表示板が明瞭に識別できるよう表示すること。この場合において、タクシーメーター器にはカバーを用いること。

(3) 救援表示板は、顧客の要請により業務遂行のために走行を開始したときから当該業務を終了するまでの間に限り掲出すること。

(4) 救援表示板を掲出したときは、業務記録（日報）の備考欄に救援事業の所要時間、区間及び走行キロ数を記入すること。

8 禁煙表示について

車内の旅客の見やすい位置に、第10号の1様式の例による「禁煙マーク」又は第10号の2様式の例による「禁煙車」の文字を表示すること。

9 運賃表示等適用除外について

純然たる車庫待ち営業（運転者と旅客の間に直接の運送契約はなく、営業所の指示のみで運行することを常用とするものをいう。）に充当する車両であって、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長の承認を受けた車両については、第1項から第3項及び第5項から第7項までの表示を省略することができる。

前記運賃表示等適用除外車の承認手続等は、次によること。

- (1) 運賃表示等適用除外車の承認を受けようとする者には、第11号様式による承認願を提出させること。
- (2) 承認には、3年以内の期限及び次の例により条件を付すること。
条件
 - ① 運賃表示等適用除外車は、駅待ち、辻待ち等の営業をしないこと。
 - ② 純然たる車庫待ち営業を廃止したときは、直ちに正規の表示等を行うこと。
 - ③ 道路運送法及び本条件に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- (3) 運賃表示等適用除外車が次の各号のいずれかに該当したときは、第12号様式により、その旨を直ちに運輸支局長に届け出ること。
 - ① 純然たる車庫待ち営業を廃止したとき
 - ② 自動車登録番号を変更したとき
 - ③ 廃車したとき
- (4) 運賃表示等適用除外車が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに正規の表示等を行うとともに、その表示等の確認をすること。
 - ① 純然たる車庫待ち営業を廃止したとき
 - ② 承認の期限が満了したとき
 - ③ 承認の取消し処分を受けたとき

10 ユニバーサルデザインタクシー車両の表示について

ユニバーサルデザインタクシー車両を一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）として使用する場合は、次によること。

- (1) 第13号様式により、ユニバーサルデザインタクシー車両マークを表示すること。
- (2) 表示位置については、窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように、塗装又はステッカーにて表示するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月23日から実施する。
- 2 4(1)に定める予約回送版（第7号様式）については、次回運賃改定までの間、なお従前の例によることができることとする。

附 則（平成20年1月24日付け四運自旅第1234号改正）

- 1 改正後の要領は、平成20年1月24日から適用する。

附 則（令和5年5月10日付け四運自旅第85号改正）

- 1 改正後の要領は、令和5年6月9日から適用する。

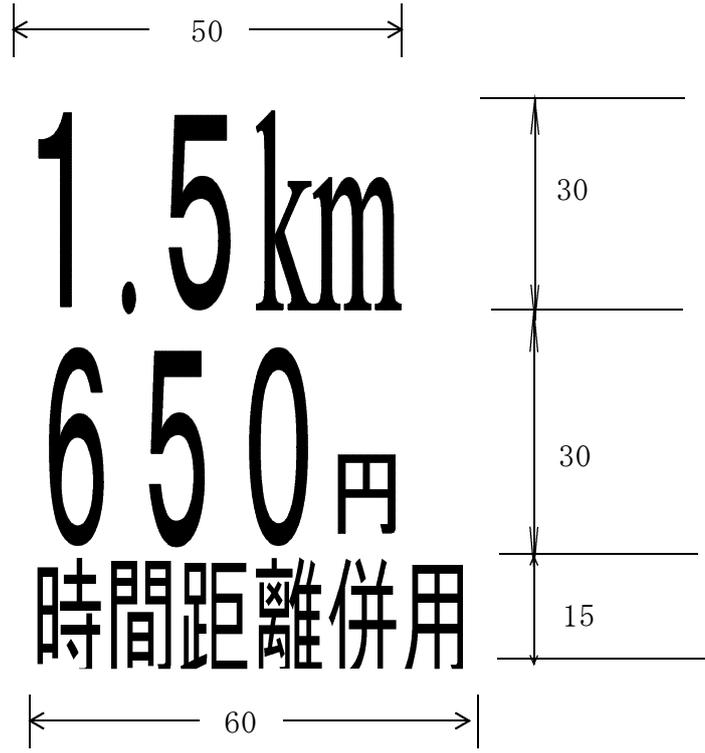
附 則（令和5年8月10日付け四運自旅第647号改正）

- 1 改正後の要領は、令和5年9月11日から適用する。ただし、次回運賃改定までの間、なお従前の例によることができることとする。

附 則（令和7年3月27日付け四運自旅第797号改正）

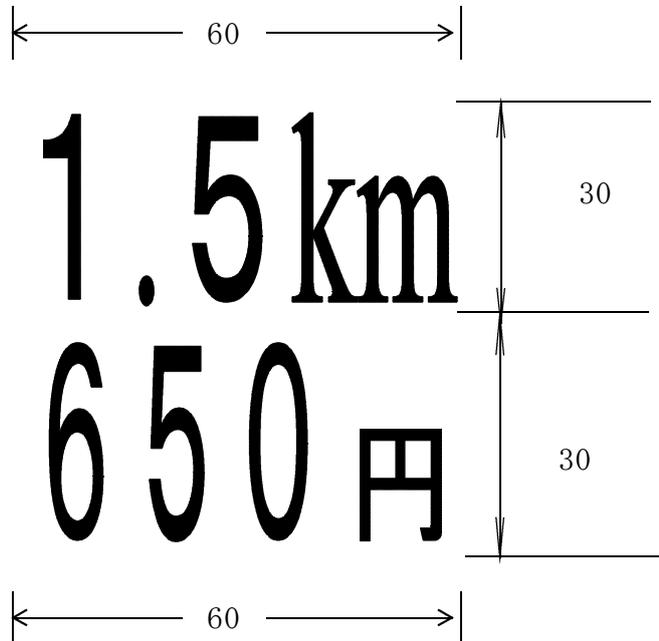
- 1 改正後の要領は、令和7年3月27日から適用する。
- 2 1に定める初乗運賃額の表示については、次回運賃改定までの間、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができることとする。

第1号様式 (第1項関係)



備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

第2号様式 (第1項関係)



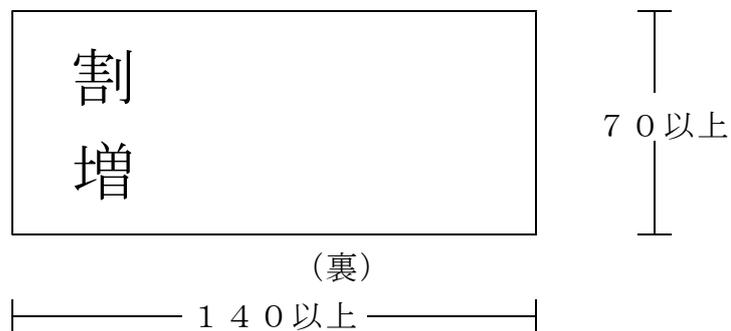
備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

第3号様式（第2項関係）

運賃料金表

	適用地域	年	月	日実施
			〇〇	〇〇地区
1	距離制運賃			
	初乗運賃 1.5 km	〇円	加算運賃	〇m 〇円
2	時間距離併用運賃			
	時速 9 km以下の運行時間	〇分〇秒	〇円の割合	
3	深夜早朝割増			
	午後 10時から午前 5時までの間の運送			2割増
4	待料金			
	〇分〇秒	〇円		
5	迎車回送料金			
	迎車回送の距離が 1.5 kmを超える場合			距離制運賃相当額
	ただし、初乗運賃相当額を限度とする。			
6	運賃及び料金の割引			
	イ. 身体障害者手帳を所持している者			1割引
	ロ. 知的障害者療育手帳を所持している者			1割引

第4号様式（第3項関係）



備考

- 1 表側の空車、割増の文字の大きさ及び文字の色は、次によること。

空車 割増の別	一字の大きさ	文字の色	地色
空車	40×40以上	赤（白）	白（赤）
割増	40×40以上	緑（白）	白（緑）

（注）（ ）は反対色の場合の色とする。

- 2 裏側の割増の文字の大きさ及び文字の色は次によること。

一字の大きさ	文字の色	地色
10×10以上	緑（白）	白（緑）

（注）（ ）は反対色の場合の色とする。

- 3 空車、割増の表示は、点灯装置によること。

- 4 寸法の単位は、ミリメートルとする。

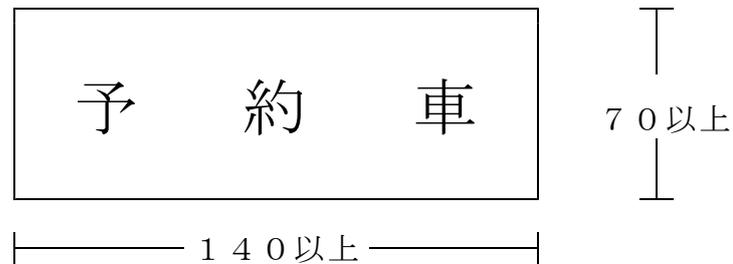
第5号様式（第4項関係）



備考

- 1 回送の文字の色は青色、地色は白色とし、明瞭に表示すること。
- 2 寸法の単位は、ミリメートルとする。

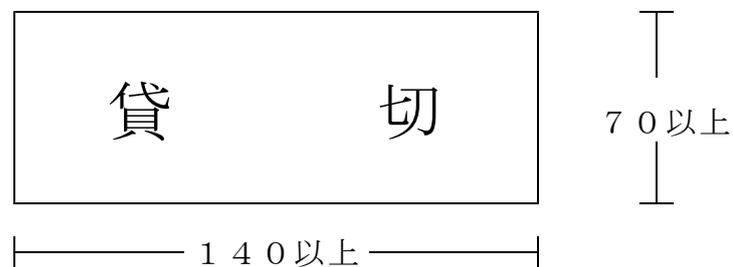
第6号様式（第4項関係）



備考

- 1 無線予約の文字の色は青色、地色は白色とし、明瞭に表示すること。
- 2 寸法の単位は、ミリメートルとする。

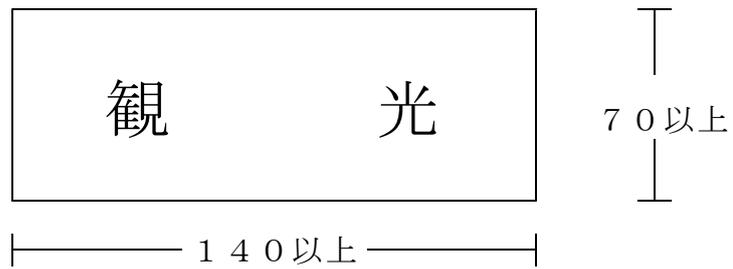
第7号様式（第5項関係）



備考

- 1 貸切の文字の色は青色、地色は白色とし、明瞭に表示すること。
- 2 寸法の単位は、ミリメートルとする。

第8号様式（第6項関係）



備考

- 1 観光の文字の色は青色、地色は白色とし、明瞭に表示すること。
- 2 寸法の単位は、ミリメートルとする。

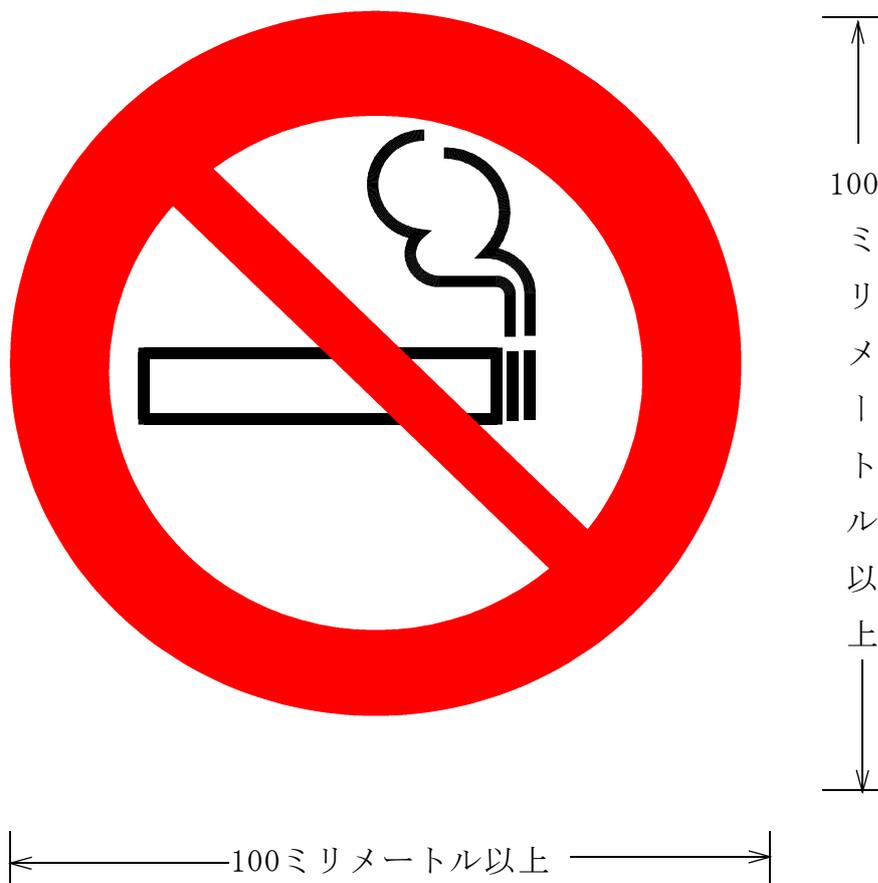
第9号様式（第7項関係）



備考

- 1 救援の文字の色は赤色、地色は白色とし、明瞭に表示すること。
- 2 寸法の単位は、ミリメートルとする。

第10号の1様式（第8項関係）



第10号の2様式（第8項関係）

禁 煙 車

※ 文字の大きさは、旅客が明確に認識できる大きさとする。

第11号様式（第9項関係）

年 月 日	
運輸支局長 殿 住 所 氏名又は名称 運賃表示等適用除外車承認願	
承認を受けようとする自動車	自動車登録番号
	車 台 番 号
	車 名 ・ 型 式
承認を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
純然たる車庫待ち営業を必要とする理由（運営形態を具体的に記載すること。）	
第 号	
承 認 書	
上記のとおり承認する。ただし、別紙の条件に従うこと。 年 月 日 運輸支局長	

備考 専属運送契約書等の写しを添付すること。

別紙

条 件 書

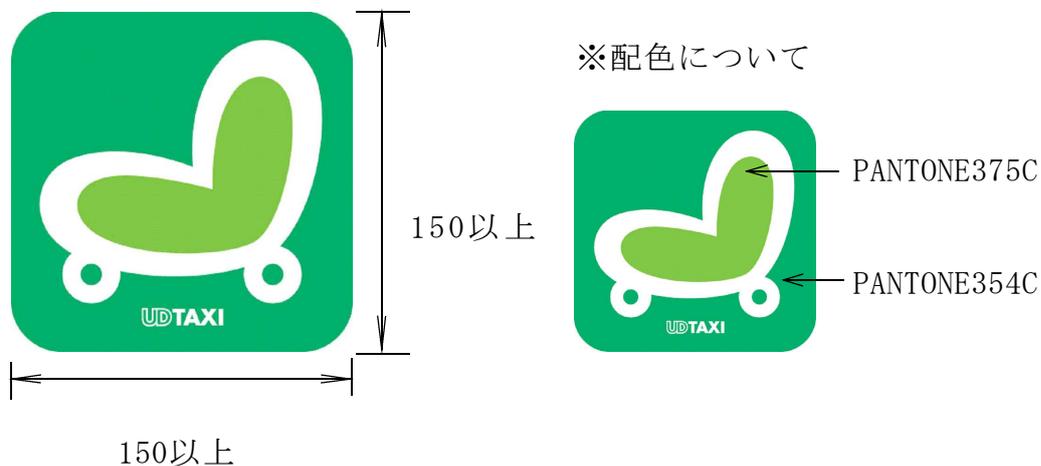
- 1 運賃表示等適用除外車は、駅待ち、辻待ち等の営業をしないこと。
- 2 純然たる車庫待ち営業を廃止したときは、直ちに正規の表示等を行うこと。
- 3 道路運送法及び本条件に違反したときは、承認を取り消すことがある。

第12号様式（第9項関係）

		年 月 日
運輸支局長 殿		
住 所 氏名又は名称		
運賃表示等適用除外車廃止（変更）届		
承認 自動車	自動車登録番号	
	車名・型式	
	承認番号	年 月 日 第 号
廃止年月日		年 月 日
廃止の理由		
自動車登録番号の変更		新
		旧
運賃表示等 確認欄		

第13号様式（第10項関係）

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」（令和6年4月1日改正）
においてレベル準1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」（令和6年4月1日改正）
においてレベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」（令和6年4月1日改正）
においてレベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。